

【会議記録—令和4年6月21日—20220621 個人情報保護検討委員会】

1 開催日時 令和4年6月21日（火）10時30分～10時49分

2 開催場所 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

委員長 国松 誠

委員 河本 文雄、武田 翔、永田 てるじ、くさか 景子、石川 裕憲、
佐々木 正行、井坂 新哉、近藤 大輔、池田 東一郎

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明

管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一

議事課長 井上 実、政策調査課長 大河原 邦治

4 議 事

県議会における個人情報の保護に関する条例の制定に向けた検討について

はじめに、(1) 個人情報の保護に関する法律の改正概要について、説明があった(資料1 別紙1、別紙2)。

次に、(2) 県議会における個人情報に関する条例制定に至る基本方針について、説明があった(資料2)。

次に、(3)、改正後の個人情報等の県条例との主な相違点について、説明があった(資料3)。

次に、(4) 神奈川議会における個人情報保護に関する条例制定スケジュール(案)について、説明があった。

<質疑概要>

(池田委員) 県議会が扱っている個人情報には、どのようなものがあり、現在の扱いがどうなっていて、それを議会条例において、法に沿った形で、どう改めるのか伺いたい。

(管理担当課長) 神奈川県議会では取り扱っている個人情報として代表的なものは、神奈川県議会議員の個人情報、神奈川県職員の個人情報、請願・陳情を提出された方々の住所氏名などがある。

これらの情報は、現在、神奈川県個人情報保護条例に基づき、個人情報事務登録簿等の様式を用いて、記録、収集、管理をしている。

今後、資料3にあるように、改正された個人情報法保護法と現行の県条例とでは、目的外利用や収集の制限など、相違点があるが、こうした点について、神奈川県個人情報保護審議会から答申が出ている。

現在、執行部では、その答申を踏まえて、どう対応していくのかを検討しているところであると承知している。

県議会しても、基本方針にのっとって、県執行部側の対応を確認のうえ、皆様に対応案としてお示したいと思っている。

(池田委員) あと、全国都道府県議会議長会において、議会の条例(例)を作成しているそうだが、資料にない。

(管理担当課長) 後程、皆様にお配りする。

(くさか委員) 法改正によって、民間でも、いろいろ改正してプライバシーポリシーを作って個人情報保護に対応している団体も結構あり、私もよく相談を受ける。

現行の県条例の中においても目的外使用について規定されていたと思うが、改正によってそこはかなり強く出して、プライバシーポリシーを県議会も作るということになるのか。

(管理担当課長) 県執行部側がどのようなルールでこういったことに対応していくのかということを見極めていく必要があると思っている。今の時点では、お答えは保留させていただく。

(議会局長) 県条例は、これまで個人情報をなるべく保護し、限定的に取り扱ってきた。

国の法改正の趣旨は、個人情報の保護を図りつつ、個人情報の流通との両立を図るところにある。

法と県条例との整合を図るよう、慎重に国とも照会を入れながら検討しているところなので、ご承知おきいただきたい。

(くさか委員) 承知した。今後、また伺いたいと思う。

次回の個人情報保護検討委員会については、7月12日に実施することとし、県執行部との調整が必要ない課題について提示し、一旦、各会派に持帰り検討後、次々回の検討委員会において、協議のうえ、対応を決定することとした。

以上